

避難促進施設の指定基準

1 目的

避難促進施設とは、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）第 6 条第 1 項第 5 号に基づき、市町村防災会議（又は市町村長）が市町村地域防災計画に定める施設であるが、御嶽山として統一的に避難対策を進めるため協議会において指定基準を定めるものとする。

2 協議会指定基準

(1) 対象施設

ア 活火山法施行令第 1 条第 1 項及び第 2 項に該当する施設

イ 宗教施設は活火山法施行令に定めがないため、施設の利用実態を踏まえ市町村長が判断する

(2) 対象範囲

ア 剣ヶ峰南西斜面の火口（79-7）から 4 k m の範囲

イ 市町村長は、融雪型火山泥流等、地域の実情を考慮して、アに定める対象範囲を拡大させることができるものとする

(参考 1：活火山法)

第六条 市町村防災会議は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

一 前条第一項第一号に掲げる事項

（中略）

五 警戒地域内に次に掲げる施設（火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものに限る。）がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの

ロ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの

(参考 2：活火山法第 8 条（要旨）)

避難促進施設の所有者又は管理者は、単独又は共同して、避難訓練その他火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を作成しなければならない。